

## 建設副産物受入施設の登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県県土整備部事業における建設副産物の受入施設の登録について必要な事項を定め、建設副産物の適正な処理に資することを目的とする。

(登録の対象)

第2条 本要領により登録する受入施設は、兵庫県県土整備部の行う事業より発生する建設副産物を継続して随時受入れることが可能であるものを対象とする。

2 本要領による登録は、次に掲げる品目の受入施設及び受入価格について行うものとする。

- (1) アスファルト・コンクリート塊 アスファルトが廃棄物となったもの。
- (2) コンクリート塊 コンクリート（コンクリート及び鉄から成る建設資材を含む）が廃棄物となったもの。
- (3) スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ（HMS-25）、及びクラッシュラン鉄鋼スラグ（CS-30）が廃棄物となったもの。
- (4) 建設発生木材 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)をいい、一般廃棄物(刈草、維持管理作業で発生する剪定枝葉等)を除く。
- (5) 建設汚泥 含水率が高く微細な泥状の掘削物。(掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね $200\text{kN}/\text{m}^2$ 以下、又は一軸圧縮強度がおおむね $50\text{kN}/\text{m}^2$ 以下)具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法で生ずる廃泥水となったもの。)
- (6) 建設発生土 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。港湾、河川等の浚渫に伴って生じる土砂、その他これに類するもの。

※ (出典)「建設廃棄物処理指針」(平成13年6月/環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)、「特定資材の係る分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月/環境省告示第1号)

3 本要領においては、前項の(6)建設発生土を次に掲げるものに分類し取り扱うものとする。

「建設発生土①」 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年条例第23号。以下「県条例」という。)第23条または、「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」(令和2年神戸市条例第10号。以下「市条例」という。)第8条の規定により特定事業の許可を受けた施設が取り扱う建設発生土をいう。

「建設発生土②」 県条例第23条または、市条例第8条の規定により特定事業の許可を要しない施設が取り扱う建設発生土をいう。

「建設発生土③」 県条例第2条第5項または、市条例第2条第2項で規定する特定事業に該当しない中間処理施設が取り扱う建設発生土をいう。

- 4 第2項に関わらず、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の最終処分場、並びに特定事業に該当しない建設発生土の最終処分場については、登録の対象としない。
- 5 建設発生土③の受入施設については、次の要件を満足しなければならないものとする。
- (1) 監視員が適正に配備できていること。
  - (2) 搬入・搬出量を適正に確認し、体積又は重量による計量伝票を発行できること。
  - (3) 出入り口の清掃等周辺環境への配慮が行われていること。
  - (4) 著しい騒音・振動が発生していないこと。
  - (5) 土砂と他の廃棄物を混合せずに区分けして保管できていること。
  - (6) 土砂の施設外への飛散・流出等の恐れに対して、必要な措置を講じていること。
- 6 建設副産物の受入施設は、搬入量を適正に確認するため、重量計を設置し1台毎の計量伝票の発行に努めること。また、搬入業者へ計量結果を一覧表で提出する施設は、一覧表に押印しこれを計量伝票に代えるものとする。なお、計量伝票は1年間保管し、土木事務所から請求があれば提出すること。

(登録の申請)

第3条 建設副産物の受入施設に登録を望む者は、表一1の「申請書類一覧表」に基づいて書類を作成し、表一2の「申請先一覧表」に基づいて、申請を行う受入施設が在る市町の区域を管轄する県民局の土木事務所長あてに申請を行うものとする。

なお、受入施設が2市町の区域に跨って在る場合には、表一2の「申請先一覧表」に基づいて、どちらか一方の市町の区域を管轄する県民局の土木事務所長あてに申請を行うものとする。

(表一1) 申請書類一覧表

登録したい品目	鏡 1	様 式 1	様 式 2	様 式 3	産業廃棄物処分 業許可証の写し	特定事業の許可証 の写し及び図面	特定事業の許可 を要しないこと を証明する書類
アスファルト・コンクリート塊	○	○			○		
コンクリート塊	○	○			○		
スラグ	○	○			○		
建設発生木材	○	○			○		
建設汚泥	○	○			○		
建設発生土①	○		○			○	
建設発生土②	○		○	○			○
建設発生土③	○		○	○			○

※鏡1、様式1、様式2、様式3については、巻末資料参照。

※「特定事業の許可証」については、県条例及び市条例を参照。

※「特定事業の許可証の写し及び図面」とは、特定事業の許可書を申請した際に提出した、計画平面図、計画断面図、計画地内写真をいう。

※「特定事業の許可を要しないことを証明する書類」とは、特定事業の許可に係る事前相

談表(結果が記載されたもの)の写し等をいう。

- 2 土木事務所長は、建設副産物の受入施設に登録を望む者が第10条第1項に該当し第10条第4項に規定する再申請の受理を行わない期間にある場合には、申請を拒否するものとする。

(表一2) 申請先一覧表

書類等提出先	該当県民局	処分施設の在る市町
神戸土木事務所	神戸県民局	神戸市
西宮土木事務所	阪神南県民局	尼崎市・西宮市・芦屋市
宝塚土木事務所	阪神北県民局	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町・三田市
加古川土木事務所	東播磨県民局	加古川市・高砂市・明石市・稲美町・播磨町
加東土木事務所	北播磨県民局	西脇市・加西市・小野市・三木市・加東市・多可町
姫路土木事務所	中播磨県民局	姫路市・福崎町・市川町・神河町
光都土木事務所	西播磨県民局	相生市・赤穂市・上郡町・佐用町
龍野土木事務所	西播磨県民局	たつの市・太子町・宍粟市
豊岡土木事務所	但馬県民局	豊岡市
新温泉土木事務所	但馬県民局	新温泉町・香美町
養父土木事務所	但馬県民局	養父市・朝来市
丹波土木事務所	丹波県民局	丹波市・丹波篠山市
洲本土木事務所	淡路県民局	洲本市・淡路市・南あわじ市

(申請内容の確認)

第4条 土木事務所長は、前条に基づき申請された書類(以下「申請書類」という。)の記載内容を確認し、申請書類を受理する。

- 2 土木事務所長は、建設発生土③の受入施設の申請については、前項の確認に加え、様式4を使用して現地確認を行い、第2条第5項各号の要件を満たしていることが確認できた場合に限り、申請書類を受理するものとする。

(受入施設と受入価格等の決定)

第5条 土木事務所長は、前条により受理した申請書類を基に、受入施設、受入価格、受入条件及び適用年月日の決定を行うものとする。

- 2 前項に規定する適用年月日は、1月、4月、7月、10月の1日とし、土木事務所長は、申請書類を受理した日の翌々月以降の最初の適用月の1日を適用年月日として決定することを標準とする。

ただし、土木事務所長が登録を速やかに行う必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 3 土木事務所長は、前項で決定した事項を様式5に取りまとめ、適用月の前月1日から15日の間に県土整備部土木局技術企画課長(以下「技術企画課長」という。)へ登録を依頼するものとする。

4 技術企画課長は、土木事務所長から前項による依頼を受けた場合は、依頼を受けた翌月の1日付け適用として依頼内容を「建設副産物の処理ならびに受入価格」(以下「一覧表」という。)に登録し、関係機関に通知するとともに、一般公表するものとする。

一覧表が一般公表された時点で、受入施設、受入価格及び受入条件が登録されたものとする。

5 本条第1項から4項の規定に関わらず、土木事務所長は、災害等の事情により緊急を要する場合(以下「緊急時」という。)受入施設の登録を技術企画課長と事前協議し、受入施設、受入価格、受入条件及び適用年月日を決定の上、技術企画課長に登録を依頼できるものとする。また、技術企画課長は、これを速やかに登録し、関係機関に通知するとともに、一般公表するものとする。

なお、関係機関への通知により、受入施設、受入価格及び受入条件が登録されたものとする。

申請受理期間	技術企画課依頼期間	適用年月日
9/1～11/30	12/1～12/15	1/1
12/1～2/28	3/1～3/15	4/1
3/1～5/31	6/1～6/15	7/1
6/1～8/31	9/1～9/15	10/1

(登録内容の変更)

第6条 前条により登録された受入施設(以下「登録施設」という。)の申請者(以下「登録業者」という。)は、受入価格又は受入条件に変更が生じた時は、直ちに第3条に準じて、登録内容の変更申請を行うものとする。

2 土木事務所長は、登録施設から前項の変更申請があった場合は、随時受け付け、前条第1項から3項に準じて受入価格又は受入条件の変更を決定し、技術企画課長へ登録内容の変更を依頼するものとする。

3 技術企画課長は、土木事務所長から前項により変更の依頼を受けた場合は、依頼を受けた翌月の1日付け適用として依頼内容を一覧表に登録し、関係機関に通知するとともに、一般公表するものとする。

一覧表が一般公表された時点で、登録施設の変更受入価格又は変更受入条件が登録されたものとする。

4 本条第1項から3項の規定に関わらず、土木事務所長は、緊急時における登録内容の変更については、技術企画課長と事前協議し、受入施設、受入価格、受入条件及び適用年月日の変更について決定の上、技術企画課長に登録内容の変更を依頼できるものとする。

技術企画課長は、これを速やかに登録し、関係機関に通知するとともに、一般公表するものとする。

なお、関係機関の通知により、登録施設の変更受入価格及び変更受入条件が登録されたものとする。

(登録の有効期間)

第6条の2 第5条及び第6条による登録は、第7条第1項の規定による書類を土木事務所長に提出しなければ、その効力を失う。

2 土木事務所長、技術企画課長は、前項により効力を失った登録について、第6条と同手順により手続きを行うものとする。

(登録内容の点検等)

第7条 登録業者は、年1回各年1月31日迄に、同年1月1日時点で登録されている内容、登録施設の処理状況等について、表-3の「登録内容等報告書」に示す書類を土木事務所長に提出するものとする。

(表-3) 登録内容等報告書

登録済みの品目	鏡2	様式1	様式2	様式6
アスファルト・コンクリート塊	○	○		
コンクリート塊	○	○		
スラグ	○	○		
建設発生木材	○	○		
建設汚泥	○	○		
建設発生土①	○		○	○
建設発生土②	○		○	○
建設発生土③	○		○	○

※鏡2、様式1、様式2、様式6については、巻末資料参照。

※様式1と様式2は、1月1日時点で登録されている内容のものを提出するものとする。

2 土木事務所長は、建設発生土③に係る登録施設について、必要に応じ、様式4を使用して立入調査を行い、第2条第5項各号の要件を満たしていることを確認するものとする。

(登録内容の改善通知)

第8条 土木事務所長は、前条第2項の立入調査により、登録施設が第2条第5項各号の要件を満たしていないことを把握した場合は、登録業者へ様式7-1により改善要求(通知)を特定記録郵便で送付するものとする。

2 前項の改善要求(通知)を受けた登録業者は、速やかに改善要求に係る事項を改善し、要求を受けた日から30日以内に、様式7-2により改善内容(回答)を土木事務所長に提出しなければならないものとする。

(登録業者からの申し出による登録の取消し)

第9条 登録業者は、登録を取消したい場合には、様式8により登録内容の取消しについて土木事務所長に申し出ることとする。

2 土木事務所長は、前項により、登録の取消しについて申し出を受けた場合は、様式10により技術企画課長へ報告するものとする。

3 技術企画課長は、様式11により登録の取消しについて、関係機関に通知するとともに、第5条あるいは第6条による一般公表に併せて、一般公表するものとする。

(土木事務所長による登録の取消し)

第10条 土木事務所長は、登録施設が次に掲げる項目に該当する場合には、登録を取消すものとし、様式9により取消しについて、特定記録郵便で登録業者へ通知するものとする。

- (1) 申請書類や登録内容等報告書に虚偽が発覚した場合
- (2) 第8条第1項の改善要求について、特定記録郵便による到着日を30日以上経過しても登録業者から回答が無い場合
- (3) 登録業者が長期間受け入れを行わない、或いは、受け入れを行っていないことが明らかになった場合

なお、長期間とは、連続20日間(土・日・祭日を含む)以上をいう。

- (4) 廃棄物処理法、及び同法に基づく処分に違反した行為を行い、環境部局による「産業廃棄物処理業者並びに一般廃棄物処理施設設置業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する行政処分」(以下、廃棄物処理法による行政処分という。)を受けた場合
- (5) 他府県、政令市による廃棄物処理法による行政処分の情報を得た場合
- (6) 県条例及び市条例に基づく処分を受けた場合
- (7) 兵庫県指名停止基準別表第2の措置要件に該当することが明らかになった場合  
ただし、この場合、同基準別表第2の「入札参加資格者」は「登録業者」に「県発注に係る建設工事等の契約の相手方」は「兵庫県県土整備部事業における建設副産物の受入施設」に読み替える。
- (8) 業務に関し、登録業者が業務関連法令に重大な違反をしたとき、あるいは業務関連法令により行政処分が科された場合で公共事業における建設副産物の受入施設として不適当と判断される場合。ただし、前号に該当する場合は除く。

なお、本号に規定する業務関連法令とは次のものをいう。

- ①労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
  - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
  - ③建築基準法、建設業法等の建築建設関係法令
  - ④刑法、道路交通法等の業務に関する規定
- (9) 計量伝票に虚偽が発覚した場合
  - (10) その他(1)～(9)に該当しない施設の登録が不適と判断される場合

2 土木事務所長は、前項により登録の取消し通知を行った場合は、様式10により技術企画課長へ報告するものとする。

3 技術企画課長は、様式11により登録の取消しについて、関係機関に通知するとともに、第5条あるいは第6条による一般公表に併せて、一般公表するものとする。

4 第1項の規定により登録を取消した施設について、再度登録の申請を行う場合は、第3条の規定により改めて申請を行うものとする。

なお、次の期間は再申請の受理を行わないものとする。

- (1) 第1項第1号の場合は、1年間

- (2) 第1項第2号の場合は、改善要求に係る事項を改善し、様式7-2により改善内容(回答)を土木事務所長に提出する日まで
- (3) 第1項第3号の場合は、営業を再開する日まで
- (4) 第1項第4号の場合は、行政処分と同じ期間あるいは行政処分に係る内容が改善されるまでの期間
- (5) 第1項第5号の場合は、他府県、政令市による行政処分と同じ期間
- (6) 第1項第6号の場合は、県条例及び市条例に基づく処分と同じ期間
- (7) 第1項第7号の場合は、兵庫県指名停止基準別表第2に定める指名停止期間と同じ期間
- (8) 第1項第8号の場合は、次の期間とする
  - ①業務関連法令に重大な違反をしたときは4箇月
  - ②業務関連法令により行政処分が科された場合は行政処分と同じ期間
- (9) 第1項第9号の場合は、1年間
- (10) 第1項第10号の場合は、1年間とし、その時点で不適と判断した事由が改善されていなかった場合、改善されるまでの期間

5 第1項の規定に違反し登録取消しとなったのち、さらにその事由により同項に規定する行政処分が科される可能性がある場合、再度の登録を受理しないものとする。

(登録情報の公表)

第11条 第5条第4項、第6条第3項、第6条第4項及び第10条第3項に規定する一覧表の一般公表は、兵庫県のホームページに掲載する方法、並びに中央県民情報センターで閲覧に供する方法によるものとする。

2 本要領は、兵庫県のホームページに掲載する。

補 則

- 1 除草等の一般廃棄物の受入施設については、原則として登録しない。  
ただし、平成21年4月1日現在で一般廃棄物の受入施設として登録されているものについては、市町の処理施設の状況を考慮し、当面の間、登録の取消しは行わないものとする。
- 2 建設発生土の受入区分については、原則共通仕様書の「土及び岩の分類表」に準ずるものとし、草根混じり土等の設定は行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年10月17日から施行する。
- 2 平成16年3月15日：全面改定
- 3 平成18年5月1日：一部改定（第4条第1項（5）、第2項（4）に取消し要件の追加）
- 4 平成18年8月1日：一部改定（第3条第1項（2）、第5条第1項の日付変更）
- 5 平成21年4月1日：全面改定
- 6 平成21年9月1日：一部改定（第5条第4項、第6条第4項に災害時等の緊急時の要件を追加。第8条第1項、第10条第1項の郵送方法を変更）

- 7 平成23年4月16日：一部改定（第5条に単価適用月の規定を追加、第6条の2（登録の有効期間）を追加、第10条に登録取消し規定等を追加）
- 8 平成31年4月1日：一部改定（第10条に登録取消し規定等を追加）
- 9 令和2年2月1日：一部改定（第2条に第6項を追加、第11条の公表方法を変更）
- 10 令和2年11月1日：一部改定（第3条第2項（表-2）、第5条第3項、補則第2項を追加）
- 11 令和3年1月1日：一部改定（鏡・様式の一部変更）
- 12 令和3年10月21日：一部改定（第2条第3項、第3条、第10条に市条例を追加、第5条第5項に表追加）